

防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

平成29年7月1日制定

(目的)

第1条 本事業は、市内で開催される行政・民間イベント等の主催者に移動が可能なテント、折りたたみ式おむつ交換台、マット、いすを貸し出し、「移動式赤ちゃんの駅」として乳幼児のおむつ交換や授乳スペースとして利用してもらうことで、乳幼児をつれた保護者が安心してイベント等に参加できるようにすることを目的とする。

(貸出の条件等)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出対象とする団体及びイベント等は、次の号に挙げる要件のいずれにも該当するものであること。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 防府市内で開催される、屋外のイベントであること。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベントであること。
- (3) 乳幼児を連れた保護者の参加ができるイベントであること。
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体が主催するイベントであること。

(貸出しの対象者)

第3条 貸出対象は、前条に規定する各種イベント等を開催する主催者（市、市の関係各機関・団体、教育機関等の代表者）のほか、市長が適当と認めるものとする。

(貸出しの申請)

第4条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 借受者は、貸出しを受けようとする日の3ヶ月前の日から7日前の日までに申請書を提出しなければならない。なお、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書(様式第2号。以下「承認書」という。)又は防府市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書(様式第3号)により借受者に通知するものとする。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申請があった場合は、原則として先着順とする。

(貸出しの期間)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重複しない場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

(貸出料)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第8条 借受者は、承認書を提示のうえ、移動式赤ちゃんの駅を直接借り受けることとする。

2 借受者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、紛失等がないか十分確認のうえ、返却する。なお、破損・紛失等があった場合は、「防府市移動式赤ちゃんの駅破損等報告書(第5号様式)」を提出するものとする。

3 市長は、移動式赤ちゃんの駅貸出台帳(第6号様式)を作成し管理するものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 借受者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 申請書に記載のイベント以外に使用しないこと。

(3) 移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い、適正に管理し、使用すること。

(4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。

(5) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第10条 市長は、借受者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出承認を取り消した場合は、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書（様式第4号）により借受者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返還を命じるものとし、借受者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出承認の取消しにより借受者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第11条 移動式赤ちゃんの駅を破損又は紛失等した場合は、借受者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は紛失等している場合は、市長は借受者に対し実費弁償をさせることができる。

(市の負担)

第12条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わないものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

防府市移動式赤ちゃんの駅貸出申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

借受者 住 所

団 体 名

代表者名

印

防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、使用に当たっては、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱を遵守することを誓約します。

記

イベント名	
イベント内容	
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
貸出希望期間	年 月 日～ 年 月 日
返却予定日	年 月 日
連絡先 (担当者名・電話番号)	担当者名 電話番号

備考 イベント内容がわかる資料(チラシなど)を添付してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

防府市移動式赤ちゃんの駅貸出承認書

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名 様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました防府市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり承認したので、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

なお、使用にあたっては、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第 9 条の事項を遵守してください。

記

イベント名	
イベント内容	
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第3号（第5条関係）

防府市移動式赤ちゃんの駅貸出不承認書

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名 様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました防府市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり不承認としたので、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

イベント名	
イベント内容	
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日
不承認の理由	

様式第4号（第10条関係）

防府市移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消書

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名 様

防府市長 印

年 月 日付けで承認した防府市移動式赤ちゃんの駅の貸出しについて、下記のとおり取り消したので、防府市移動式赤ちゃんの駅貸出要綱第10条の規定に基づき、通知します。

記

貸出取消日	年 月 日
取消理由	
イベント名	
開催期間	年 月 日～ 年 月 日
開催場所	
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第 5 号（第 8 条関係）

防府市移動式赤ちゃんの駅破損等報告書

（借受者）

団体名

代表者名

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分
破損・紛失	破損・紛失・その他（ ）
破損等物品	テント本体 ・ 折りたたみ式おむつ交換台 ソフトタッチマット・いす
状況（詳細に状況を記入して下さい。）	

